

# 燕市ひとり親家庭等医療費助成制度について

## 助成対象者

燕市にお住いの医療保険の加入者で、次の①～③などに該当する、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいにある児童は、満20歳の誕生日の前日まで）および、その児童を扶養している父、母、養育者が対象となります。

- ① 母子・父子家庭の父または母とその児童
- ② 養育家庭の養育者とその児童
- ③ 父または母が重度の障がいの状態にある配偶者とその児童 など

ただし、生活保護を受けている方や重度心身障がい者医療費助成を受けることができる方、事実上婚姻状態にある方などは、対象外です。

## 申請に必要なもの

- ① 申請書（申請窓口にて用意してあります）
- ② 申請者と児童の健康保険証またはその写し
- ③ 申請者と児童の戸籍謄本
- ④ 世帯全員のマイナンバーカードもしくは番号通知カードまたはその写し
- ⑤ 申請者の身分証明となる書類（マイナンバーカード、免許証など）



※児童扶養手当と同時に申請される場合は、③は必要ありません。

※申請理由などにより、障害者手帳などが必要になる場合があります。

## 受給要件

受給には所得要件があり、定められた所得額（所得限度額・下記参照）以上の場合、助成の対象となりません。（扶養している親族の人数により、限度額が異なります。）

この所得要件は、申請者と同居されているご家族（同一生計にある配偶者または一定範囲内の父母、祖父母、子、兄弟姉妹など）の前年の所得（新規申請が1月～8月までの間は前々年）が審査の対象となります。（同居で世帯分離している場合も審査の対象です。）

また、申請者または児童が、児童の父または母より養育費を受け取っている場合は、その8割が所得に加算されます。

所得限度額

扶養親族の人数	扶養なし	1人	2人	3人	4人
申請者本人の所得限度額	192万円	230万円	268万円	306万円	344万円
扶養義務者などの所得限度額	236万円	274万円	312万円	350万円	388万円

※ 給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除（令和3年10月以降）  
※ 老人控除対象配偶者や老人扶養親族、それに特定扶養親族がある場合には、別に加算があります。

## 新規申請・審査後の結果

### ◎認定となった場合

- ・ 「ひとり親家庭等医療費受給者証」を郵送いたします。
- ・ 有効期限：新規申請をされた翌月1日～直近の9月30日まで  
※ただし、直近の9月30日より前に助成期間が終了する場合は、その事実の発生日の属する月の末日までとなります。

### ◎却下となった場合

- ・ 「却下決定通知書」を郵送いたします。



## 助成内容

医療費の自己負担額のうち、一部負担金を控除した残りの金額を助成します。

対象者が療養に要した保険診療分の医療費（入院・通院・薬局・訪問看護）が助成対象となります。

※健康診査や予防接種、薬の容器代、歯の矯正など、健康保険適用外の医療費等は対象外です。

【一部負担金】 通 院 ⇒ 1回 530円（満たない場合はその額）

※但し同一の月に同一の医療機関で5回目以降は無料となります。

薬 局 ⇒ 0円

入 院 ⇒ 1日 1,200円（18歳までのお子さんは0円）

※市民税非課税世帯で保険者から【標準負担額減額認定証】の交付を受けている方は、入院時の食事代が無料になります。

訪問看護 ⇒ 1日 250円



## 18歳までのお子さんの入院費が無料になります！

令和5年4月診療分から、18歳までのお子さんの入院一部負担金を無料化します。ただし、更新後の受給者証が交付されるまでは、下記による手続きが必要です。



4月1日～9月30日までの期間に入院した場合、一旦、一部負担金【1日 1,200円×入院日数分】を医療機関にお支払いください。その後、支払った入院費の領収書等を持参して保険年金課の窓口申請してください。後日、負担していただいた分を口座振り込みでお返しします。

【申請に必要なもの】 ・子どもの保険証 ・受給者証 ・入院費の領収書 ・振込口座のわかるもの

※更新後の受給者証が交付された後は、受給者証を医療機関の窓口で提示していただくことにより、入院の一部負担金の支払いがなくなります。

### 【受給者証の更新】

受給者および扶養義務者の前年所得等に基づき10月から翌年9月末までの受給資格を審査します。原則として自動更新となるため、更新申請書の提出は不要ですが、申請内容に変更があった場合は速やかに変更届を提出してください。

#### 更新審査の結果

◎認定となった場合

- ・ 「ひとり親家庭等医療費受給者証」を郵送いたします。
- ・ 有効期限：10月1日～直近の9月30日まで  
※ただし、直近の9月30日より前に助成期間が終了する場合は、その事実の発生日の属する月の末日までとなります。



◎却下となった場合

- ・ 「却下決定通知書」を郵送いたします。

### 他に届出が必要なとき

【資格喪失届】 次のような場合は、受給資格がなくなります。

- 対象者としての要件を満たさなくなった事由が発生した場合
  - ・ 市外へ転出するとき
  - ・ 母または父が婚姻したとき（内縁関係等の事実婚を含む）
  - ・ 対象児童を養育、監護しなくなったとき（養育者の別居、児童の婚姻、死亡など）
  - ・ 生活保護を受けるようになったとき

【変更届】 次のような場合は、受給者証の変更が必要です。

- 申請内容に変更が発生した場合
  - ・ 氏名、住所が変わったとき
  - ・ 医療保険証に変更があったとき
  - ・ その他該当要件（所得、家族状況等）に変更が生じたとき

【再交付】 受給者証を紛失した場合は、再交付申請ができます。

- 申請には本人の保険証が必要です。

オンラインでの再交付申請もできます。  
※受給者証は郵送での受取となります。



資格喪失または、申請内容に変更が生じた場合、お手続きはお早めをお願いします！

### 申請窓口

保険年金課 年金医療係（庁舎1階 11・12番窓口）  
住所 燕市吉田西太田1934番地  
TEL 0256-77-8133（直通）

ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください！

